

警察庁丁保発第121号  
令和元年10月18日

一般社団法人全日本指定射撃場協会理事長  
一般社団法人大日本猟友会会長  
一般社団法人全日本狩猟倶楽部会長  
公益社団法人日本ライフル射撃協会会長  
一般社団法人日本クレー射撃協会会長  
一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長

殿

警察庁生活安全局保安課長

令和元年台風第19号に伴う特定非常災害特別措置法に基づく措置について

令和元年台風第19号（以下「本件台風」という。）の深刻な被害状況を受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）に基づき、令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号。以下「政令」という。）が本日公布・施行されました。

これに伴い、同日、本件台風の被害者の方の許認可等の存続期間（有効期間）を延長する措置（国家公安委員会所管の法令については、令和元年国家公安委員会告示第39号（以下「告示」という。）により、当該措置の対象となる法令の条項等を指定）及び期限内に履行されなかった義務を一定期間猶予する措置を講ずることとしました。

制度の概要及び措置の内容については下記のとおりですので、貴所属事業者に対して周知方よろしくお取り計らい願います。

記

#### 1 制度の概要

政令により、本件台風による災害は、特措法に基づく「特定非常災害」に指定されました。

これにより、以下の措置が講じられます。

##### ① 許認可等の存続期間（有効期間）の延長

特措法第3条第1項の規定により、一定の地域に住所を有する方々を対象に、猟銃等の所持の許可のような許認可等（令和元年10月10日以後に満了するもの）で告示で掲げるものについて、存続期間（有効期間）が最長で令和2年3月31日まで延長されます。

対象となる地域については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用地域（10月17日現在、13都県316市区町村）となっております。

なお、対象となる地域以外に住所を有する被害者の方についても、特措法第3条第3項の規定に基づき、申出により、満了日の延長が認められる場合があります。

す。

② 期限内に履行されなかった届出等の義務の一定期間の猶予

特措法第4条第1項及び第2項の規定により、法令に基づく届出等の義務を、本来の期限までに履行できなかつた場合であっても、個別の事案ごとに判断されますが、令和2年1月31日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

2 措置の内容

貴業界に係る具体的な措置は別紙のとおりです。

その他の措置については内閣府のホームページ (<http://www.bousai.go.jp>) をご参照ください。

3 その他

(1) 期限の直前は、窓口が混雑することが予想されますので、御注意ください。

(2) 延長・猶予の対象や手続の詳細については、各都道府県警察の担当窓口にお問い合わせ・御相談ください。

## 特措法の措置内容（銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法関係）

凡例 銃 刀 法：銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号） 銃刀法施行令：銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号） 火 取 法：火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
--

- 1 特措法第3条に基づく許認可等の存続期間（有効期間）の延長
  - (1) 特措法第3条第1項に基づく満了日延長措置  
一定の地域に住所を有する方々を対象に、次の権利利益（有効期間等）が一律令和2年3月31日まで延長されることとなります。
    - ① 銃刀法第5条の2第1項第1号  
講習修了証明書を有効に行使できる期間（交付を受けた日から起算して3年）
    - ② 銃刀法第5条の2第3項第1号  
技能講習修了証明書を有効に行使できる期間（交付を受けた日から起算して3年）
    - ③ 銃刀法第5条の2第3項第2号
      - 許可を受けることができる期間（やむを得ない事情がやんだ日から起算して1月）
      - 技能講習修了証明書を有効に行使できる期間（交付を受けた日から起算して3年）
    - ④ 銃刀法第5条の2第3項第3号
      - 許可を受けることができる期間（やむを得ない事情がやんだ日から起算して1月）
      - 技能講習修了証明書を有効に行使できる期間（交付を受けた日から起算して3年）
    - ⑤ 銃刀法第5条の2第3項第4号  
合格証明書を有効に行使できる期間（交付を受けた日から起算して1年）
    - ⑥ 銃刀法第5条の2第3項第5号  
教習修了証明書を有効に行使できる期間（交付を受けた日から起算して1年）
    - ⑦ 銃刀法第7条の2第1項  
猟銃又は空気銃の所持の許可の有効期間（許可を受けた日の後のその者の3回目の誕生日が経過するまでの期間）
    - ⑧ 銃刀法第7条の2第2項  
更新された猟銃又は空気銃の所持の許可の有効期間（更新前の許可の有効期間が満了した後のその者の3回目の誕生日が経過するまでの期間）
    - ⑨ 銃刀法第8条第1項第1号  
許可後、銃砲刀剣類を所持するまでの期間（許可を受けた日から起算

して3月以内)

⑩ 銃刀法第9条の5第2項

教習資格認定証の有効期間（都道府県公安委員会が定める期間（銃刀法施行令第26条第2項））

(2) 特措法第3条第3項に基づく満了日延長措置

被害者の方の申告に基づき、次のような権利利益（有効期間等）が、個別に令和2年3月31日までの期日を指定して延長される場合があります。

ア 銃刀法関係

① 銃刀法第4条第4項

射撃競技、公演、催しに用いられる銃砲又は刀剣類の所持許可の有効期間（都道府県公安委員会が定める期間）

② 銃刀法第6条第2項

国際競技に参加する外国人に対する銃砲又は刀剣類の所持許可の有効期間（都道府県公安委員会が定める期間）

③ 銃刀法第8条第9項（同法第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項及び第11条の2第6項において準用する場合を含む。）

仮領置された銃砲、刀剣類、けん銃部品の返還申請期間（6月以内）

④ 銃刀法第24条の2第10項

一時保管した銃砲刀剣類等が返還公告後国庫等に帰属するまでの期間（6月）

⑤ 銃刀法第25条第5項

上陸時に仮領置した銃砲又は刀剣類が国庫に帰属するまでの期間（6月）

⑥ 一定の地域以外に住所を有する被害者の方について、上記(1)の権利利益（有効期間等）

イ 火取法関係

① 火取法第17条第6項及び第50条の2第1項

猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受許可証の有効期間（都道府県公安委員会が定める期間）

② 火取法第19条第4項において準用する同法第17条第6項

火薬類の運搬証明書の有効期間（都道府県公安委員会が定める期間）

2 特措法第4条に基づく期限内に履行されなかった届出等の義務の一定期間の猶予

個別の事案ごとに判断されますが、次のような義務については、本来の期限までに履行できなかつた場合であっても、令和2年1月31日までに履行すれば、免責される場合があります。

① 銃刀法第4条の4第1項

所持することとなった銃砲又は刀剣類が許可に係る銃砲又は刀剣類であるかどうかについて都道府県公安委員会の確認を受ける義務（所持することとなった日から起算して14日以内）

- ② 銃刀法第8条第4項(同法第9条の15第3項において準用する場合を含む。)  
銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者が死亡し当該許可が失効した場合等における許可証等の返納義務(死亡の事実を知った日から起算して10日以内)
- ③ 銃刀法第8条第6項及び第8条の2第1項  
銃砲又は刀剣類の所持の許可が失効した場合における当該銃砲又は刀剣類の所持についての許可取得等義務(許可が失効した日から起算して50日以内)
- ④ 銃刀法第9条の4第2項(同法第9条の9第2項において準用する場合を含む。)  
教習射撃場等を管理する者が教習射撃指導員等を選任したとき等における都道府県公安委員会への届出義務(選任等したときから15日以内)
- ⑤ 銃刀法第9条の6第1項及び第9条の11第1項  
教習射撃場等を管理する者が射撃教習等の用途に供するために必要な猟銃を備え付ける義務(射撃場の指定を受けた日から起算して30日を経過する日)
- ⑥ 銃刀法第9条の6第2項(同法第9条の11第2項において準用する場合を含む。)  
教習射撃場等を管理する者が射撃教習等の用途に供するために必要な猟銃等を備え付けた場合における都道府県公安委員会への届出義務(猟銃等を備え付けた日から起算して14日以内)